

本田診療所通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕運営規定

（事業の目的）

第1条 尼崎医療生活協同組合が開設する本田診療所（以下「事業所」という。）がおこなう指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事業を定め、事業所の医師・介護職員・看護職員の事業従事者（以下「事業従事者」という。）が、要介護状態（要支援状態）ある利用者に対し、適正な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 1. 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションをおこなうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、自立した日常生活ができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションをおこなうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする

2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4. 事業の提供にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5. 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所、地域包括支援センターへの情報提供を行う。

6. 前5項のほか、指定通所リハビリテーションにおいては、「指定居宅サービス等の事業の人員、施設及び運営に関する基準」（平成29年4月1日）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 本田診療所
- ②所在地 尼崎市大庄西町2丁目29-15

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条

1. 本事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- | | |
|--------------|---------|
| ①管理者（医師） | 1名（常勤） |
| ②理学療法士・作業療法士 | 1名（常勤1） |
| ③看護職員・介護職員 | 5名（常勤1） |

看護職員従業者は、介護保険外サービス外の提供にあたる。

2. 効果的、効率的に事業の運営を図るために、必要に応じて、その他の職種について、
適当数を配置することがある。その他の職員は、事業の円滑な運営を補助する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、尼崎医療生活協同組合規定に準ずるのとし、次のとおりとする。

①営業日は、月曜日から土曜日とする。但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

②営業時間 月曜日～土曜日 9時～17時

（サービス提供時間）9時～16時15分（月曜日・水曜日・金曜日）

※①9:00～15:15 ②9:30～15:45 ③10:00～16:15

9時00分～12時30分（火曜日・木曜日・土曜日）

※①1時間～2時間 ②2時間～3時間 ③3時間～4時間

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は1日35名とする。

（指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の内容）

第7条 指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の内容は、次の通りとする。

- ① 機能訓練（介護予防）
- ② 入浴（特殊浴・個浴）
- ③ 健康チェック
- ④ 食事の提供
- ⑤ 個別リハビリテーション
- ⑥ 知的集団リハビリテーション
- ⑦ その他の必要なリハビリテーション
- ⑧ 送迎

（指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]利用料等）

第8条 1. 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その額の内、各利用者の負担割合に応じた支払を受けるものとする。なお、法定代理受領サービス以外の利用料については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

2. 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。なお、なお、法

法定代理受領サービス以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の送迎を行った場合は、実費相当分とする。

4. 食事の提供に要する費用については、一食700円を徴収する。

5. おむつ代については、実費相当分を徴収する。

6. その他、指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

7. 前6項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

8. 指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

9. 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

10. 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、尼崎市とする。

(衛生管理等)

第10条

1. 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行なうものとする。
2. 本事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条

1. 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行なう。
2. 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行なう。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

- 第 12 条 1. 指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供をおこなっているときに利用者 に病変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じることとする
2. 利用者に対する指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- ・ 防火管理者氏名 田付 幸子
- ・ 防火設備 消火器、自動火災報知装置、誘導灯など

(苦情処理)

第14条

1. 指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]の提供に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 本事業所は、提供した指定通所リハビリテーション[指定介護予防通所リハビリテーション]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行なうものとする。

● 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当責任者	事務長 田付 幸子
苦情担当者	村田 賢志 秦 絵梨奈 都築 悠太
相談の方法	電話及びFAX、又は、面談
電話番号	06-6416-0325
FAX 番号	06-6480-5803
受付日	月曜日から土曜日(日曜日、祝日、12月30日～1月3日は休業)
受付時間	月曜日から土曜日 9時～17時

担当者の変更をご希望の場合は、担当責任者が調整のうえ、適切な対応を行います。

● 当事業所以外の相談・苦情窓口

尼崎市健康福祉局介護保険事業担当	〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 TEL 06-6489-6343 FAX 06-6489-7505
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	〒650-0021 神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 Tel (078) 332-5617 Fax (078) 332-5650 相談時間 9:00~17:00 相談日 月曜日~金曜日

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条

1. 通所介護事業所は、事業従事者の質向上を図るために、研修の機会を設けるとともに、また、業務の体制を整備する。
2. 事業従事者は、事業上知りえた利用者または、その家族の秘密を保持する。
3. 事業従事者であった者に、事業上知りえた利用者または、その家族の秘密を保持するため従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
4. の規定に定める事項の外、運営に関する重要な事項は、法人及び事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

5. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - ②虐待防止の為の指針の整備。
 - ③虐待を防止するための事業従事者に対する研修の実施(年1回以上)。
 - ④前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置。
虐待対応責任者/委員長 氏名 森 敬良
虐待受付担当者 氏名 村田 賢志 / 秦 絵梨奈 / 都築 悠太
 - ⑤その他虐待防止のために必要な措置。
6. 事業所は、サービス提供中に、当該事業従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを尼崎市に通報するものとする。

第 16 条 (業務継続計画の策定等)

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定通所介護・介護予防型通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日をもって施行する。

平成 13 年 1 月 4 日をもって変更する。

平成 14 年 1 月 4 日をもって変更する。

平成 15 年 1 月 6 日をもって変更する。

平成 15 年 6 月 1 日をもって変更する。

平成 20 年 1 月 15 日をもって変更する。

平成 20 年 6 月 1 日をもって変更する。

平成 22 年 7 月 1 日をもって変更する。

平成 25 年 1 月 5 日をもって変更する。

平成 26 年 9 月 1 日をもって変更する。

平成 28 年 3 月 1 日をもって変更する。

平成 29 年 3 月 1 日をもって変更する。

令和 1 年 7 月 1 日をもって変更する。

令和 5 年 4 月 1 日をもって変更する。

令和 6 年 1 月 4 日をもって変更する。

令和 6 年 4 月 1 日をもって変更する。

令和 6 年 5 月 1 日をもって変更する。

令和 6 年 12 月 1 日をもって変更する。

令和 7 年 5 月 1 日をもって変更する。

事業所番号 2813020480